

平成22年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成22年6月1日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	西巻昭男
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	藤川岳志

建設課長	今西弘至	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	加藤保幸	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	植村俊彦	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

1. 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日程 7. 議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第23号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第25号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程 11. 議案第26号 斑鳩中学校（北館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程 12. 議案第27号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）
- 日程 13. 議案第28号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）
- 日程 14. 議案第29号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その3）
- 日程 15. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

- 1号) について)
- 日程16. 承認第 6号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程17. 認定第 1号 平成21年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
- 日程18. 報告第 6号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
- 日程19. 報告第 7号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)
- 日程20. 報告第 8号 平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)
- 日程21. 報告第 9号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
- 日程22. 報告第10号 平成21年度斑鳩町土地開発公社業務報告について
- 日程23. 陳情第 2号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で全員出席であります。

これより、平成22年第3回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成22年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることが出来ましたことに心から感謝を申し上げます。

平成22年度も既に2カ月が経過しておりますが、職員と共に本年度事業の早期実施に向け積極的に取り組んでいるところであります。今後さらに、円滑かつ効果的な事業推進に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方より一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてなど16議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かい審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、辰巳、中川両監査委員には、5月18日、平成21年度斑鳩町水道事業会計決算の監査について克明にご審査をいただき、深く感謝いたしますと共に、賜りましたご意見を踏まえてさらに合理的、効果的な運営に努め、安全・安心で良質な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、1番、宮崎議員、2番、小林議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月22日までの22日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月22日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成22年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。10番、浦野委員長。

○建設水道常任委員長(浦野圭司君) 皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の建設水道常任委員会委員長報告をいたします。

去る5月20日に全委員出席のもと建設水道常任委員会を開催いたしましたので、その議事内容について報告いたします。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より、4路線について5月18日に入札が執行され、うち3路線については仮契約、1路線については契約が締結されたこと、また公共下水道接続状況についての報告があり、平成22年4月末現在、接続申請受付総数は2,051件、接続率は57.6%であるとの説明がありました。これに対して委員より、接続率について、当初の計画に対する進捗率について、また接続率の表示の仕方について等々の質疑があり、一定の答弁がされています。本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについてを議題とし、理事者よりいかるがパークウェイについて報告があり、稲葉車瀬地区においては、事業が進められている。また、三室地区及び興留地区については、事業の内容についてご理解を賜るべく地元説明会を開いているとの報告がありました。これに対して委員より、国の政権が変わり、この事業の予算配分についての質疑があり、理事者より、平成21年度に予算組みされた事業内容について現在進めているとの報告がありました。本件についても、一定の審

査を行ったということで終わりました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、理事者より、駅北5号線の関係する地権者にはご理解を賜り事業を進めている。駅南広場の南側土地区画整理事業については、組合施行であるが、駅前広場へのアクセス道路がこの区画整理事業内を通過することでもあり、関係者の方々と協議していくとの説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がされています。本件につきましても、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、6月定例議会提出予定議案である平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）、同じく（その2）、同じく（その3）について理事者より説明があり、（その1）については、第14処理分区6工区-2工事、興留1丁目から興留4丁目地内、契約金額は7,843万5,000円、契約相手方は宮崎建設株式会社、工期につきましては、平成22年6月22日から270日間、（その2）については、第13処理分区5工区-2工事、区間は龍田南2丁目地内、契約金額は7,392万円、契約の相手方は株式会社中谷組、工事期間は先ほどと同じ、（その3）につきましては、第12処理分区4工区-5工事、龍田3丁目地内、契約金額は7,402万5,000円、契約相手方は株式会社二隆建設、工事期間は先ほどと一緒であるとの報告がありました。これに対して委員より、工事の方法で推進と開削があるが、これらの選択はどのようにされているのか等の質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、6月定例議会提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項で、まず初めに、平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）について理事者の説明がありました。その内容は、第6款商工費で、観光ルートサイン看板設置費で250万円を、また同じ商工費で三井観光駐車場のトイレ整備で1,445万円を、また第7款土木費で、目安及び岡本地区で道路新設改良費で6,118万円を、また同じ土木費で法隆寺線整備事業費で121万2,000円を、また都市計画マスタープラン策定事業費で166万8,000円をそれぞれ繰り越すとの説明がありました。これに対して委員より、観光ルートサイン看板について若干の質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、一般国道25号線斑鳩町歩道設置事業について報告があり、その内容は、竜田大橋から東西地区が特に歩道の整備が悪く歩道の拡幅改良を必要とするので、奈良国道

事務所と当町が地元関係者に説明会を開催し今後整備を進めていく予定であるとの説明がありました。これに対して委員より、当地区の整備の詳細について、また当地区以外の危険地区の整備について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、斑鳩町都市計画マスタープラン策定について報告があり、その内容は、都市計画マスタープラン策定委員会は、委員10名で構成し、今後新しい都市計画マスタープランを策定すべく委員会を開催していくとの説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、斑鳩町景観計画の策定について報告があり、その内容は、景観計画策定委員会は委員10名で構成し、斑鳩町のすばらしい景観を守っていくために景観計画を定めていくとの説明がありました。これに対して若干の質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、農地法第3条第2項第5に規定する下限面積の緩和について報告がありました。その内容は、農地の所有権移転・賃貸借をする場合の下限面積を50アールから20アールに緩和し、小規模農家の規模拡大や新規就農希望者の参入を容易にしていく。また、これは平成22年7月1日から開始していくとの説明がありました。これに対しては、別段の質疑はありませんでした。

以上が閉会中の建設水道常任委員会審議の内容の概要です。詳細につきましては、会議録をご参照いただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。12番、辻委員長。

○厚生常任委員長（辻 善次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の厚生常任委員会の報告をさせていただきます。去る5月19日、全委員出席のもと委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

まず1として、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、3月以降の進捗状況を理事者に説明を求めたところ、事業系ごみの搬入方法の変更について、3月30日、31日の両日に町内事業者すべてにパンフレット及び搬入登録申請を配布し、その後、期日までに登録されていない事業所に対し再度4月2日、3日に搬入登録を呼びかけられ、5月18日現在で78事業所により搬入登録をされているとのことで、登録されていない事業所に対しては、近いうちに訪問

し6月中には登録申請を促すとのことであります。7月1日から役場窓口で指定袋を配布しながら、事業者の方々にごみ減量化、資源化への取り組みの動機づけとなるよう啓発するとのことであります。

一方、事業用指定袋の作製については、4月30日に指名業者3社により指名競争入札を執行し、株式会社インテリムジャパンが落札し、7月1日より販売し、8月1日搬入開始となるとのことであります。

一方、家庭用剪定枝葉・草類の分別収集については、指定袋の販売を9月1日から、収集開始が10月からで、5月22日の自治会連合会総会で各自治会長に説明し、8月号広報（8月中旬）に「斑鳩町のごみの分け方・出し方」改訂版の配布、9月中旬には分別収集の簡単な説明文を各戸に配布し周知徹底を図るとのことであります。

レジ袋削減に関する環境協定については、4月12日に、まねき屋法隆寺店、セブンイレブン斑鳩町龍田店及び法隆寺東店・法隆寺インター店、ローソン斑鳩町龍田西店、JR西日本デイリーサービスネット、ハートイン法隆寺店、ファーマシー木のうた、斑鳩町商工会の7店舗1団体と地球にやさしい生活推進協議会、斑鳩町が締結し、事業者、消費者、行政が協働で取り組んでいくことの約束をしたとのことであります。

昨年度から実施している生ごみ分別収集モデル事業については、白石畑自治会、幸前自治会、モデル世帯20世帯で実施し、今年度は500世帯まで拡充し、さらなる排出時や収集時の問題点を掘り起こすこととし、並松連合自治会が6月より協力していただけることから、446世帯と個人世帯29世帯が協力していただくとのことであり、今後も引き続きモデル世帯を募り、焼却による環境汚染の危険性の未然防止、焼却施設や最終処分場の延命、資源の有効利用に努めるとのことであります。

「地球環境を考える自治体サミット」については、7月15日、16日の2日間かかるがホールを主会場で開催され、ネットワーク地球村の代表・高木善之さんの基調講演などが予定されています。

また、斑鳩町一般廃棄物処理計画の策定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき一般廃棄物処理計画が定められており、この計画が平成22年度末で満了することから、この秋ごろには処理計画案を作成し、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会の意見を聞き、年度内には、平成23年度から向こう5年間の一般廃棄物処理基本計画をまとめ委員会に報告するとのことであります。

以上、継続審査の報告がされました。

委員より質疑、意見を受けたところ、搬入実績があるのに登録されていない業者について、苦情を言われている店舗の対応について、新たに国会の方でバイオマスについての法律等が出来ているので、国の流れを理解する上にも委員会として勉強する必要について、料金の設定について、今後の最終処分場の利用について、生ごみモデル事業で拠点回収の問題について、商工会と締結した環境協定について商工会会員に対する周知について、自治会連合会からの要望でありますポイ捨て条例について、収集業者からの公開質問状等についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされ、また特にバイオマスタウン構想について、今後委員会として勉強会を設けるなど研究をしていくことで審査を終わりました。

次に、2として、各課報告事項について。

1番として、町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、理事者より、平成21年度の医療に係る費用等の歳出が歳入を上回ることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度からその不足額の繰り上げ充用をお願いするとの報告がされました。それに対して、収納率について、後期高齢者医療が始まる前と今との変化についての質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算（第1号）について）、理事者より、平成21年度の社会保険診療報酬支払基金、国及び県からの支出金の精算が翌年度に行われることにより、収支に不足が生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度からその不足額の繰り上げ充用をお願いするとの報告がされ、特段の質疑、意見もありませんでした。

次に、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会が所管します予算補正について報告がされ、特段の質疑、意見もありませんでした。

次に、平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書のうち一般会計分について当委員会が所管する分について、理事者より、福祉空間整備等施設整備補助事業、子ども手当支給事業の電算システム構築、新型インフルエンザ対応事業での繰り越しとの報告がされ、委員から、他の福祉施設で事故があったことから、事業者に対し早くするようとの要望があり、その他特段の質疑、意見もありませんでした。

次に、子ども手当の申請状況について、理事者より、対象世帯2,309世帯で、う

ち734世帯が新規対象と169世帯が額改定世帯で、5月18日現在の申請状況は、新規申請で421世帯、額改定87世帯、合計508世帯の申請で、率としては56%の申請率との報告があり、質疑を求めたところ、文部省では学校給食の滞納をされている方に充てるとの情報について、申請件数の低さとその対応についての質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、1日里親会、ふれあいの集いの日程について、理事者より、1日里親会は7月26日、心身障害者（児）ふれあいの集いは8月1日、2日、身体障害者ふれあいの集いは8月26日に実施予定で、行き先については現在のところ未定との報告があり、当委員会としては、例年どおり2班に分かれてこの事業に参加することといたしました。

次に、介護保険料不納欠損処分について、理事者より、3月31日付で介護保険料の規定に基づき徴収することが不能な者の合計で、実人数で97人、金額で354万850円で、その内容についても詳しく報告されました。質疑を求めたところ、滞納者がふえる中最も大きな滞納理由について、特別徴収と普通徴収の割合等の質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、国民健康保険税不納欠損処分について、理事者より、地方税法の規定に基づき徴収することが不能な者の合計で、7,202万1,962円で、その内容についても詳しく報告され、質疑を求めたところ、若い世代で無保険状況とその対応についての質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、健康づくりに関するアンケート調査の実施について、理事者より、健康いかるが21計画が今年度で最終年度となることから、最終評価を行うための健康づくりに関するアンケート調査を実施するとの報告をされ、アンケートの回収率向上の要望があり、その他特段の質疑、意見もありませんでした。

次に、平成21年度生き生きプラザ斑鳩の利用状況について理事者より一定の報告がされ、質疑を求めたところ、子育てルームの利用状況が減となっていることについて今後の対応等の質疑があり、一定の答弁がされています。

いかるがの里クリーンキャンペーンについて、理事者より、5月30日の開催のクリーンキャンペーン、環境イベントの開催内容についての報告がされました。

次に、その他の報告として、平成22年4月より王寺周辺広域休日応急診療施設組合の訪問看護ステーション事業で24時間体制の緊急時訪問看護事業が始められたことについて、2つとして、療育手帳の「障害の程度」の欄の表示変更が平成22年6月1日

に県到着分から変更されることについて、3つとして、臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に関する理解を深めていただくことが出来るように、すべての医療保険の被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられることになり、この規定は本年7月17日から施行となりますが、被保険者証等の交付準備が整い次第対応することについての3件の報告があり、若干の質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、その他についてを議題とし、委員より、子宮頸がんワクチンへの自治体助成等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

以上が閉会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては、会議録をご覧くださいませようをお願いいたしまして報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） 皆様、おはようございます。

5月17日、全委員出席のもと総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会所管に係る事案について報告、説明を受け、必要な審査、質疑を行いましたので、その概要について報告します。

まず、継続審査案件であります。

斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

初めに、理事者より、斑鳩文化財活用センターの運営について説明がなされ、開館記念特別展の「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」において、3月20日から3月28日までの9日間の見学者は2,720人で、収支の概要では、歳入として観覧料の合計94万4,800円があり、一方歳出では、啓発用ポスター・チラシ、観覧券の印刷費用として28万7,175円、展示品運送費用として49万5,315円、合計で78万2,490円だったとのことです。今後も、より一層の来館者の増加を図るために、町内外に情報発信していくとのことでもあります。

次に、この特別展の開催に合わせて行われた春季の「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」についてであります。延べ4日間開催され、見学に訪れた方は合計で2,948人であったとのことです。

続いて、史跡中宮寺跡の整備についてであります。平成21年度実施の金堂基壇の北

側及び西側の調査区は埋め戻し作業を終え、塔基壇の調査区では三次元測量を行い、3カ年計画の最終年度を迎えます今年度の発掘調査については、奈良県教育委員会からの計画案を整備検討委員会に諮り、その後文化庁へ史跡現状変更申請の事務手続を進め、7月の調査着手に向けて努力しているとのことであります。

委員より、文化財活用センターのオープンにおける混雑状況や来られた方へのアンケート調査の実施について、今後の特別展や企画展の実施計画について、ボランティアの再募集について、藤ノ木古墳の里帰り展の見学者と藤ノ木古墳の石室特別公開の見学者の差異について等の質問があり、理事者よりそれぞれ答弁がなされました。

以上が継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、6月定例会の付議予定議案について、当委員会所管にかかわる4事案について説明がなされました。

まず、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも国において「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、国家公務員の育児休業法や人事院規則の一部が改正され、本年6月30日から施行されることになり、この国の改正に準じ当町の条例の一部を改正するものであることから、両議案を一括にて説明がなされました。委員より、3歳未満の子を持つ職員の時間外勤務に係るこれまでの斑鳩町の対応について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、平成22年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことによるものであります。

その主な改正内容は、まず1点目は、個人住民税の課税に活用するため、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の処置を講ずること。次に、2点目として、市町村たばこ税の税率の引き上げについて、3点目として、所得税において非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税処置が創設されることに伴う個人住民税の計算における特例の追加であり、以上が主な改正内容であります。委員より、16歳未満の住民税扶養控除について、市町村たばこ税の値上げに伴う影響についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、斑鳩中学校（北館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結については、斑鳩中学校北館西棟校舎において鉄骨プレスと壁及び柱増し打ちによる耐震補強工事であり、体育館は7カ所のはり補強と3本の柱の増し打ち補強であるとの説明がなされました。委員より、入札予定価格について質疑があり、理事者から6,447万円との答弁がありました。

以上が6月定例会に付議が予定されている事案についての概要であります。

続きまして、各課報告事項であります。

初めに、平成21年度繰越明許費繰越計算書の報告の一般会計分につき説明がなされました。まず、全国瞬時警報システム整備事業については、国において全国瞬時警報システム開発におくれが出ているため443万8,000円繰り越すこと。次に、第4次斑鳩町総合計画策定事業について、平成21年度に実施予定であった業務が一部執行出来なかったため82万円を繰り越すこと。次に、小学校校舎耐震補強事業については、夏休みを利用した工事となることから1億80万円を繰り越すこと。次に、中学校校舎耐震補強工事も小学校同様夏休みを利用した工事になるため、8,100万円を平成22年度に繰り越すものであるとの説明がなされました。この事案につきましては、特段の質疑はなされませんでした。

続きまして、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正では、歳入歳出それぞれ258万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,383万3,000円とするものであるとの説明がありました。この事案につきましては、特段の質疑はなされませんでした。

次に、第4次総合計画の策定状況についてであります。4月15日に第2回斑鳩町総合計画審議会が開催され、総合計画策定のスケジュールと審議会の検討内容について、また第4次総合計画基本構想の素案についての説明がなされました。委員から若干の質疑があり、一定の答弁を得ています。

次に、平成21年度町税不納欠損処分についてであります。平成21年度町税不納欠損処分合計で1,943万905円、実人数は97人である。平成20年度の不納欠損額は1,477万4,651円であったので、比較すると465万6,254円増加しており、その原因として、町内に固定資産を有し滞納状態が継続していた個人につき、競売事件の終了により処分する財産がなくなったことから不納欠損処分としたものがあつたと報告がなされました。委員から、この4年間を見ても、18年、19年度は不納

欠損がふえているのに、この20年、21年は減ってきているのはなぜか。平成3年、4年の古い滞納分をどうするのかなどの質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、放課後子ども教室についてであります。4月に参加者の募集をしたところ、斑鳩小学校では100名、斑鳩西小学校では73名、斑鳩東小学校では73名、合計246名の申し込み者数があり、実施期間は5月26日から最終11月中旬まで夏休みを除き月2回、第1週と第3週の水曜日を基本とし、放課後の午後3時から午後5時までボランティアの皆さんの協力のもと実施するとのことです。委員からは、実施期間について、国の補助内容について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、聖徳太子歴史資料室についてであります。5月1日にオープンした聖徳太子歴史資料室の運営状況の報告があり、来室者は5月14日までの開室11日間で合計493名、1日平均約45名であり、今後は資料の幅を広げ、斑鳩町の歴史資料として永年にわたり保存、活用をしていきたいとの説明がなされました。

次に、斑鳩南中学校サブグラウンドのトイレの増設についてであります。昨年12月総務常任委員会での趣旨採択を受け、新たに洋式トイレを増設することについて斑鳩町老人クラブ連合会代表者等と協議をし、3月末に増設を完了し、利用者から大変喜ばれているとの報告がなされました。

その他として、定例会中の6月15日、午後1時から消防運営委員会が開催されるとの報告がなされました。

以上が閉会中における総務常任委員会の審査内容についての概要報告であります。なお、詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。7番、嶋田委員長。

○予算決算常任委員長（嶋田善行君） 5月25日、予算決算常任委員会を開催いたしましたので、その審査の概要についてご報告いたします。

初めに、各課報告事項として、1、町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成

21年度の医療費に係る費用等の歳出が歳入を上回り歳入欠陥が生じることから、平成22年度予算から現時点での不足額4億9,960万円を繰り上げ充用し、歳入歳出をそれぞれ34億2,710万円とするとの説明がなされました。

続きまして、2、町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、平成21年度の社会保険診療報酬支払基金、国及び県からの支出金の精算が22年度に行われることにより収支に不足額が生じたため、現時点でのその不足額1,361万2,000円を繰り上げ充用し、歳入歳出それぞれ1,938万2,000円とするとの説明がなされました。

この2件の報告につきましては、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、3、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、理事者より、本件補正に至る経緯について説明がなされました。都市整備課職員運転の公用車が信号柱に接触した事故の損害賠償の額8万5,890円が決定した。この額の決定による補正であり、歳入歳出それぞれ73億8,133万8,000円とするとの説明がなされました。

委員より、事業部で公用車の事故が続いているが、これらの事故を受けての庁舎内全体での対応について、公用車での出張時の人数について、事故発生後の直近の所管委員会への報告について等の質疑がなされ、それぞれに答弁がいたされております。

次に、4、平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の一般会計の報告について、理事者より、1つとして、全国瞬時警報システム整備事業443万8,000円、財源内訳は未収入特定財源の県支出金である。2つとして、第4次斑鳩町総合計画策定事業の一部未執行分として82万円、財源内訳は一般財源、3つとして地域介護・福祉空間整備補助事業606万6,000円、財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金、4つとして子ども手当支給事業の電算システム構築に関し486万2,000円、財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金、5つとして新型インフルエンザ対応事業1,605万4,000円、財源内訳は未収入特定財源の県支出金721万1,000円と一般財源884万3,000円、6つとして観光ルートサイン等整備事業250万円、財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金69万9,000円と一般財源180万1,000円、7つとして観光自動車駐車場施設充実事業1,445万円、財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金403万8,000円と一般財源1,041万2,000円、8つとして道路新設改良事業6,118万円、財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で5,537万

5,000円と一般財源580万5,000円、9つとして法隆寺線整備事業のうち地権者との交渉継続のため121万2,000円、財源内訳は一般会計、10として都市計画マスタープラン策定事業166万8,000円、財源内訳は一般財源、11として小学校校舎耐震補強事業1億80万円、財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金5,341万2,000円、地方債4,170万円と一般財源568万8,000円、12として中学校校舎耐震補強事業8,100万円、財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金4,563万1,000円、地方債3,520万円と一般財源16万9,000円との説明がなされました。委員より若干の質問がいたされております。

続きまして、継続審査案件であります予算補正を必要とする事務事業について、理事者より、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、消防団員3名の退職に関して254万7,000円及び個人1名と1団体からの寄附3万4,000円の計258万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,391万9,000円とするとの説明がなされました。委員より特段の質疑はなく、続きましてその他について委員より、奈良県市町村振興協会からの各市町村への振興交付金の資料が公表されていないが、このことについての町の考え方とその後の対応について、社会資本整備総合交付金という交付金制度の詳細について、剪定枝葉に関する袋に関して等の質問があり、理事者よりそれぞれに答弁がなされています。

以上が閉会中における当委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各常任委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7、議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第23号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第25号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、日程11、議案第26号 斑鳩中学校（北館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結について、日程12、議案第27号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）、日程13、議案第28号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）、

日程 14、議案第 29 号 平成 22 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その 3）、日程 15、承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 22 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）、日程 16、承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 22 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について）、日程 17、認定第 1 号 平成 21 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程 18、報告第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 19、報告第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 22 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）、日程 20、報告第 8 号 平成 21 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程 21、報告第 9 号 平成 21 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、日程 22、報告第 10 号 平成 21 年度斑鳩町土地開発公社業務報告について、日程 23、陳情第 2 号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情書について、以上 17 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 16 議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方、また現在の状況についてご説明申し上げ、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、「いかるがパークウェイの整備促進」についてであります。

3 月に発注されました稲葉車瀬区間における道路改良工事につきましては、5 月中旬から、現地にて本格的に工事に着手されたところであります。

五百井・興留区間につきましては、今日まで各地域ごとに道路構造及び用排水計画に係る地元関係者との調整や説明会の開催に取り組まれてきたところであります。

引き続き、奈良国道事務所と地元協議等について調整を行ってまいります。

また、岩瀬橋から三室交差点までの間につきましては、三室交差点計画や道路構造について、沿道自治会を中心に協議等を進めておりますが、未協議の自治会等につきましては、引き続き、協議等の機会を設けていく必要があることから、奈良国道事務所と十分に連携を保ちながら取り組んでまいります。

次に、「JR法隆寺駅周辺整備」についてであります。

今年度に予定しております、駅北口の5号線東側における用地取得に係る地権者等との調整、また、路線西側において、今後、用地の協力が必要となる建物等の調査への協力について、地権者等の皆様への対応を行ってきたところであり、現在、その建物等の調査を、順次、進めているところであります。

また、当該路線の事業と合わせて検討しております無電柱化整備につきましても、電線事業者と協議を進めながら詳細設計等に取り組んでまいります。

続きまして、「国道25号の歩道設置事業」についてであります。

町内には多くの歩道未整備区間がありますが、まず、かねてから懸案でありました竜田大橋付近について、奈良国道事務所において歩道設置事業に取り組んでいただくことになりました。

本町といたしましても、安全、安心のまちづくりの一環として、町内の国道25号沿道の安全対策を進めるものであり、奈良国道事務所と連携を保ちながら整備促進に努めてまいります。

次に、「公共下水道の整備」についてであります。

平成21年度は約7ヘクタールの区域で整備を行い、累計で151ヘクタールの整備が完了し、約1万人の皆様にご利用いただける環境となりました。

今年度も昨年度に引き続き、神南地区、龍田地区、龍田南地区及び興留地区の約9ヘクタールの整備に着手する予定であります。

引き続き、生活環境の改善と公共用水域の保全に向けて整備を進めるとともに、多くの皆様に接続いただけるように水洗化促進に努めてまいります。

次に、「斑鳩文化財センター」についてであります。

去る3月20日開催の竣工記念式典には、議員皆様のご臨席を賜り誠にありがとうございました。式典終了後には招待者、また地元自治会への内覧会を開催させていただき、午後から住民皆様への先行公開を行ったところであります。

開館を記念し、3月28日まで開催いたしました「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」では、2,720人の方々にご観覧いただき、さらに、この特別展に合わせて開催いたしました春季の「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」では、2,948人の方々にご見学いただくなど、住民皆様をはじめ多くの方々に、斑鳩町の文化財のすばらしさを再認識していただけたものと考えております。

また、夏季・秋季などの季節ごとに計画しております特別展及び企画展につきましては、竜田御坊山3号墳や仏塚古墳等から出土した遺物についての特別展、そして法隆寺若草伽藍跡や史跡中宮寺跡から出土した遺物についての企画展の開催を考えております。

今後も、住民皆様をはじめ、全国から多くの方々に当センターにお越しいただき、藤ノ木古墳をはじめとした、斑鳩の歴史・文化に触れていただくことで、より深く、斑鳩の魅力を感じていただけるよう努めてまいります。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」により、国家公務員の育児を行う職員の仕事と育児の両立支援施策を推進するため、人事院規則の一部が改正され、平成22年6月30日から施行されることから、この改正に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

その主な改正の内容であります。3歳に満たない子のある職員から、当該子を養育するために請求があった場合には、原則として、時間外勤務をさせてはならないこととする、時間外勤務の免除の規定を追加するものであります。

次に、議案第23号斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が、平成22年6月30日から施行されることから、これらの改正に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

その主な改正の内容であります。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることなど、育児休業を取得しやすい環境の整備と男性の育児参加の促進等を図るものであります。

次に、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成22年度の地方税制改正におきまして、個人住民税における扶養控除の見直し、及び、地方たばこ税の税率の引き上げなどを内容とする「地方税法等の一部を改正する

法律」が平成22年4月1日から施行されたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

その主な改正の内容であります。個人住民税の算定の際に、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止後も、町が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずること、市町村たばこ税の税率を引き上げること、また、所得税において非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得、及び、譲渡所得等の非課税措置が創設されることに伴う、個人住民税の計算における特例の追加等を行うものであります。

次に、議案第25号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,391万9千円とするものであります。

その主な補正の内容であります。まず、歳入では、第17款 寄附金で、福祉費寄附金に3万4千円の増額補正を行うものであります。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、消防団員3名が退団されたことから、その退職報償金受入金254万7千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出では、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で、歳入で申しあげました寄附金を福祉基金へ積み立てることから、その積立金3万2千円の増額補正をお願いするとともに、第4款 衛生費では、2千円の財源振替を行っております。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、歳入で申しあげました消防団員の退団に伴う退職報償金254万7千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正により生ずる財源2千円を留保させていただきます。

次に、議案第26号から議案第29号までの4議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、予定価格が5千万円を超えることから、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第26号 斑鳩中学校（北館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてであります。

昨年度に完了いたしました本館校舎耐震補強工事に引き続き、今年度は北館西棟及び体育館の耐震補強工事を行うものであります。

その概要につきましては、北館西棟は、鉄骨ブレス補強工事、壁及び柱増打ち補強工

事、並びに、屋上の防水設備の老朽化に伴う改修工事であります。また、体育館につきましては、梁補強工事、柱増打ち補強工事及び屋根の改修工事であります。

契約の相手方は、宮崎建設株式会社 代表取締役 辰己誠治、契約金額は、6,130万9,500円であり、工期は、議会議決後、平成22年8月27日までの67日間であります。

次に、議案第27号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）であります。

その概要につきましては、興留1丁目から興留4丁目地内において、施工延長約345メートルの下水道管渠を築造する工事であります。

契約の相手方は、宮崎建設株式会社 代表取締役 辰己誠治、契約金額は、7,843万5千円であり、工期は、議会議決後、平成23年3月18日までの270日間であります。

次に、議案第28号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）であります。

その概要につきましては、龍田南2丁目地内において、施工延長約774メートルの下水道管渠を築造する工事であります。

契約の相手方は、株式会社中谷組 代表取締役 中谷保子、契約金額は、7,392万円であり、工期は、議会議決後、平成23年3月18日までの270日間であります。

次に、議案第29号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その3）であります。

その概要につきましては、龍田3丁目地内において、施工延長約433メートルの下水道管渠を築造する工事であります。

契約の相手方は、株式会社二隆建設 代表取締役 喜多信彦、契約金額は、7,402万5千円であり、工期は、議会議決後、平成23年3月18日までの270日間であります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成21年度本特別会計におきまして、歳入が、医療等に要した費用など、歳出に対して不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。

このため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9,960万円を追加し、歳入歳出それぞれ34億2,710万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年5月27日付けで専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成21年度本特別会計におきまして、歳入が、医療等に要した費用など、歳出に対して不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。

このため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,361万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,938万2千円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年5月27日付けで専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第1号 平成21年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

平成21年度の決算状況についてであります。営業収支は6,694万4,462円の営業利益となり、その内訳として、営業収益は前年度に比べ1,173万8,327円減の7億1,033万3,263円で、特に給水収益は、節水器具の普及と大型店舗の閉鎖の影響等により、前年度より2.6%減少の6億7,983万1,962円となりました。

一方、営業費用では、前年度に比べ0.2%、143万8,465円減の6億4,338万8,801円となりました。

また、営業外収支では、受取利息等営業外収入から企業債支払利息等を差し引き、4,202万2,014円の損失となりました。

その結果、当該年度の純利益は、2,492万2,448円となりました。

次に、資本的収支では、資本的収入が企業債、国庫補助金、工事負担金で1億4,192万4,850円であり、資本的支出は、老朽管更新事業、公共下水道工事等に伴う配水管工事、取水井戸の整備等の建設改良費、及び、企業債償還金により2億6,552万6,815円となりました。なお、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補填しております。

以上が、水道事業会計決算の概要であります。去る5月18日、辰巳・中川両監査

委員により慎重な審査をいただき、平成21年度決算に対する意見書もいただいているところであります。

水道事業は、住民皆様が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠な社会基盤であり、将来にわたり、「安全」「安心」で「良質」な水を安定的に供給するため、引き続き、適正かつ健全な水道事業会計の運営に努めてまいりますので、議員皆様をはじめ、住民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成22年4月8日、斑鳩町大字岡本1887番先の町道238号線において、都市整備課職員が運転する公用車が、岡本公民館敷地へUターンを行う際、二輪車用押しボタン信号柱に接触し、支柱を保護するカバーを破損したことにつきまして、当該支柱の損害賠償に係る示談が成立したことにより、その額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成22年5月20日付で専決処分させていただいたものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）であります。

本議案は、先の報告第6号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う、損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,133万8千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成22年5月20日付で専決処分させていただいたものであり、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第8号 平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

平成21年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただいている全国瞬時警報システム整備事業の他11事業につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成22年度予算に繰越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第9号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成21年度におきまして、文化振興財団が実施した自主事業は18事業であり、前年度と比較して4事業減少しております。これら事業に要した費用は1,586万8,098円で、一方、事業収益は1,501万481円となり、収支赤字額が85万7,617円、収支の割合は94.6%となっております。

参考といたしまして、平成19年度は収支赤字額が32万2,883円、収支割合は98.5%となっており、平成20年度は収支黒字額が132万1,846円、収支割合は109.6%でありました。

また、ホール管理運営事業費は、平成21年度においては9,991万8,381円、図書館管理事業費については、1,195万3,158円であります。

次に、報告第10号 平成21年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてであります。

平成21年度の主な事業内容であります。当土地開発公社で新たに取得した用地はなく、処分事業として、阿波2丁目地内で保有していた都市計画道路代替用地1件を斑鳩町に処分いたしております。処分額は9,628万3,883円となっております。

このことにより、平成21年度末の公社保有地の状況は、簿価総額が2億548万4,318円、保有面積が996.62平方メートルとなり、平成21年度期首と比較して、簿価総額で9,297万4,477円、保有面積で391.96平方メートルの減となりました。

土地開発公社の経営の健全化につきましては、今後とも借入金の総額をできる限り縮減することを第一に考え、町の財政事情等を勘案するなかで進めてまいります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日、提案いたしておりませんが、政治倫理審査会委員の辞任に伴う後任委員の公募を現在行っており、後任委員が決定いたしましたら、その選任同意案件を最終日に追加議案として上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程7、議案第22号から日程14、議案第29号までと、日程17、認定第1号

の町長提案の9議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第23号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第23号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) これは、提出議案説明にもありました平成22年度の地方税制改正に伴う斑鳩町としての改正を必要とするもので上げられてまいりましたが、特にたばこ税の問題なんですけれども、たばこ税の増税については、その意見というのはともかくとし、色々な考え方があると思うんですが、それはともかくとして、この改正に伴いまして、税額の改正と同じく市町村のたばこ税収の都道府県への交付基準も変更されたというふうになってます。その交付基準が、今まで3倍やったものが2倍と、全国平均のね、そうやってきたときに斑鳩町はどういう影響があるのだろうか。

これね、見たら、都道府県の交付基準というたら、私見てましてね、これ、ややこしいなあ。成人人口の、しかも昼間の流入人口を含んだ1人当たりの市町村たばこ税が全国平均を3倍になったら都道府県へ交付せなあかと、渡さなあかと。その基準が2倍に下げられたんですよ。2倍になったら都道府県払いなさいよと。そやけど、この基準もややこしいけど、全国の平均がどうなってるのかも私にはわからないのでね、あわせてたばこ税についてはこういうことが行われているということについて、斑鳩町

自身が影響があるのかどうかということをちょっと尋ねておかんといかんなど思いましたんで、質疑をさせていただきました。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） これにつきまして、税制改正あったときに、非常にややこしいんで、町の方でも県の方に問い合わせしたんです。県の方でも、各奈良県内の市町村について試算はしていただきました、改正前と改正後。そうしていただきましたけども、奈良県の場合につきましては、これについては影響はほとんど受けないという回答はいただいております。

以上が、今、ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そういう形で既に調査をしていただいて影響は受けないと、だから改正前とそれについては変わりがないということで、それは理解させていただきました。

それと、この議案そのものではございませんが、先ほど申し上げました平成22年度の地方税制改正に伴って、斑鳩町がこういうふうに色々条例の改正をしていかなあかんということにつきましては、町税ですね、住民税においてそれを基準として事業を受けるとか受けれないとか料金が設定されるとか、斑鳩町の行政の中にはそういう色々なサービスがあると思うんですが、今現在各課でそういう事業についての精査ですね、増税となるようなご家庭についてきちっと、どういう事業がどういうふうに当てはまっていくのか、それをどういうふうに整理されているのか、この辺の洗い出しの進捗についてはどうなっているのか、それは一度きちっと聞いておきたいなと思いましたが、お願いします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） ただいまご質問の扶養控除等見直し等にかかわりまして色々な家庭の影響が出てくるという中で、各所管でどういう作業を進めていくのかということでございますけども、特に各家庭の影響額等々にもかかわってくることでございますので、担当部局の方から各関係課の方にどういった内容であるかというふうにお伝えさせていただきますして、それを今現在検討をしているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 現政権下のもとにおきまして、そういうものを、控除を廃止

して、それで子ども手当などを支給していくという形をとられたわけですけどね、けれどもそういう税制改正において斑鳩町で行われる事業について、その影響によって色々な住民へのサービスが増額になってしまうようなそういう事態が起こってはならないというふうに私は思っておりますので、これについては、ほんとに各課で事業を洗い出しをしてきちっと対応をしていっていただきたいということを厳しくお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中西和夫君） これをもって議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第25号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第26号 斑鳩中学校（北館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第27号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第28号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第29号 平成22年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負

契約の締結について（その３）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第２９号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第２９号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程１５、承認第５号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第５号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第５号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第５号

町長専決処分について承認を求めることについて
（平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第１号）について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、平成２２年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成２２年６月１日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと存じます。

斑専第９号

専決処分書

平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月27日

斑鳩町長 小城利重

この補正予算の概要でございますが、本補正予算につきましては、平成21年度の医療に係ります費用等の歳出が歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度からその不足額を繰り上げ充用するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,960万円を追加し、歳入歳出それぞれ34億2,710万円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入予算の補正であります。4ページをお開きいただきたいと存じます。第10款諸収入、第2項雑入、第8目歳入欠かん補填収入で4億9,960万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳出予算の補正でございます。5ページをご覧くださいと存じます。第12款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金で4億9,960万円の追加をお願いするものでございます。

恐れ入りますが1ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきます。

平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億2,710万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月27日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りま

して、原案どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程16、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算

（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成22年6月1日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次のページをお開きいただきたいと存じます。

斑専第10号

専決処分書

平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月27日

斑鳩町長 小城利重

この補正予算の概要でございますが、本補正予算につきましても、平成21年度の社会保険診療報酬支払基金及び国及び県からの支出金の精算が翌年度に行われることにより収支に不足額が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成22年度からその不足額を繰り上げ充用するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,938万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入予算の補正であります。4ページをお開きいただきたいと存じます。第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目医療費交付金で801万9,000円の増額を、第2目審査支払手数料交付金で2,000円の増額をお願いするものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目医療費負担金では、447万3,000円の増額をお願いするものでございます。

5ページにお移りいただきまして、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目医療費県負担金では、111万8,000円の増額をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正でございます。6ページをお開きいただきたいと存じます。第5款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金で1,361万2,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが1ページにお戻りをいただきたいと存じます。予算書を朗読をさせていただきますと思います。

平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成22年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,938万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月27日専決

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） これについては、もちろん了承はさせていただきます。担当の常任委員会でも、それについて今までから問題にしたこともございませんが、ただ総括質疑の場できちっと聞いておきたいと思いましたので、質疑をさせていただきます。

後期高齢者医療制度が始まって3年間はこの会計を残すということでお聞きはしてありました。今年度3年目ですが、今年度をもってこの特別会計がなくなるというふうに私は認識をしているわけですが、3年目にあっても結構こういう形で補正というような状況で上がってきている中で、今後の動向ですね、これはどんなふうになっていくんだろうかというふうにちょっと心配をしているところなんです、まだ今後、3年経っても、その後まだ可能性としてはこういうふうに動いてくるというふうに考えておくべきものなのかどうか、確認をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この老人保健特別会計でございますけども、平成20年3月末日をもって終了をいたしております。しかしながら、平成20年3月末日までの診療で医療機関がまだ請求していないもの、また平成20年3月末日までに購入した補装具等で本人がまだ請求していないもの、また高額医療が発生しているものの本人が初回の受給申請をしていないもの等に対して支払う必要があります。法令で、この診療報酬請求

に係る事項が3年と定まっております、この制度廃止後も特別会計を3年間設置することにはなっておりますものの、年々この予算の規模も変わってきております。しかしながら、平成22年度予算で月遅れ請求等がなければ、今、質問者もおっしゃいますように、この特別会計はそのまま終了いたしますけども、しかしまだ月遅れ請求等があった場合には、各負担金につきまして翌年度の精算が残ることとなります。この場合には、平成23年度にはこの特別会計はないことが原則となっておりますので、これらの精算は一般会計に引き継がれることというふうに現在のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そういう流れになるというふうには大体私も承知はしてございましたけれども、ただ私たちは、また一般会計についても色んな審査を行う中で、これが一般会計へ移行された場合、どこの費目というんですか、款、項、目という考え方でいくと、どういうところへ当てはめるのが適切なのか、私たちも認識をきちっと持っておきたいというふうには思ってるんですが、一般会計への移行になるということになると扱いはどうなるか、今の時点では考えておられますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 一般会計になるとしますと、新しく目立てをして対応をしていかなければならないと、このように考えておりますが、まだ来年のことです。今、今のところそういう段階での考えということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） また多分、町も独自で動くというよりは、一斉に市町村に対して、こういうふうな取り扱いをなさいますとか上からそんなことも来るのかなと思ったりも、今、ちらっと答弁を聞いて思いましたが、きちっと請求については取り扱いをしていただかんといかんので、そういう形で進めていただくようにまたよろしくお願いをしておきたいと思っております。この件につきましては、全く問題がないと考えておりますので、以上です。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第6号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程17、認定第1号 平成21年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と日程19、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって、会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第6号、報告第7号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の報告を求めます。藤川都市建設部長。

○都市建設部長(藤川岳志君) それでは、議会の委任による町長専決処分の報告につきまして、2議案を一括して報告をさせていただきます。

それでは、まず報告第6号についてご説明をさせていただきます。議案書を朗読させていただきます。

報告第6号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成22年6月1日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月20日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、3枚目、損害賠償の額の決定について朗読をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町大字岡本1887番先の町道238号線において、公用車が二輪車用押ボタン信号柱に接触し、支柱を保護するカバーを破損した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 8万5,890円
2. 損害賠償の相手方 奈良県北葛城郡王寺町葛下1丁目7番9号
奈良県公安委員会

これは、去る4月8日、木曜日、午後1時55分ごろでございます、斑鳩町大字岡本1887番先の町道238号線におきまして、都市整備課職員・柳井孝一朗が運転する公用車が岡本公民館敷地にて方向転換を行う際、二輪車用押ボタン信号中に接触し支柱を保護するカバーを破損させたことによるものでありまして、平成22年5月20日に損害賠償に係る示談が成立したことによりまして、信号柱の修理代金といたしまして、所有者であります奈良県公安委員会に8万5,890円の損害賠償を行うことで、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、この事故におきます過失割合につきましては、当方が100%となっております。

以上が報告第6号の説明でございます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

続きまして、報告第7号について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成22年6月1日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月20日

斑鳩町長 小城利重

これは、先ほど説明をさせていただきました報告第6号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことによる予算の補正でございます。

補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。歳入でございます。第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に自動車損害共済金といたしまして8万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、第7款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、第22節補償補填及び賠償金といたしまして新たに8万6,000円を補正するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきしたいと思います。

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億8,133万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月20日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第7号についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を終わります。

続いて、日程20、報告第8号 平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、報告第8号 平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきまして報告をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第8号

平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成22年6月1日提出

斑鳩町長 小城利重

本報告につきましては、平成21年度予算におきまして繰越明許費の議決をいただいております歳出予算のうち、平成21年度内で執行が出来なかった経費につきまして平成22年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてその報告を行うものでございます。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして次のページにございます平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりまして説明をさせていただきます。

まず初めに、第2款総務費、第1項総務管理費の事業名、全国瞬時警報システム整備事業につきましては、国における全国瞬時警報システムの開発作業におくれが生じていることから繰り越したものでございます。事業費の金額は443万8,000円、翌年度繰越額も443万8,000円であります。財源内訳は、未収入特定財源の県支出金で、同額の443万8,000円となっております。繰越額の予算内訳は、すべて委託料となっております。

次に、同じく第2款総務費、第1項総務管理費の事業名、第4次斑鳩町総合計画策定事業につきましては、平成21年度に実施予定でありました業務の一部が執行出来なかったことから繰り越したものでございます。事業費の金額は82万円、翌年度繰越額も82万円であります。財源内訳はすべて一般財源となっております、繰越額の予算内訳はすべて委託料であります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費の事業名、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業につきましては、補助対象となる工事の完了が平成22年度になることから繰り越したものでございます。事業費の金額は606万6,000円、翌年度繰越額も606万6,000円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で、同額の606万6,000円となっております。繰越額の予算内訳は、すべて負担金補助及び交付金であります。

次に、第3款民生費、第2項児童福祉費の事業名、子ども手当支給事業につきましては、子ども手当の円滑な支給に係る電算システム構築の完了が平成22年度となることから繰り越したものでございます。事業費の金額は486万2,000円、翌年度繰越額も同額の486万2,000円であります。財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で486万2,000円となっております。繰越額の予算内訳は、すべて委託料でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費の事業名、新型インフルエンザ対応事業につ

きましては、優先接種者以外であります低所得世帯への接種助成につきまして、優先接種者と同様の枠組みで実施されることとなったところでございますが、接種の期間が短期間でありましたため、年度内の対応が出来なかったこと、また既に接種された方で未請求の方がおられることから、これらに対応するため繰り越したものでございます。事業費の金額は1,605万4,000円、翌年度繰越額も1,605万4,000円であります。財源内訳は、未収入特定財源の県支出金で721万1,000円、一般財源で884万3,000円となっております。繰越額の予算内訳は、すべて負担金補助及び交付金であります。

次に、第6款商工費、第1項商工費の事業名、観光ルートサイン等整備事業につきましては、ルートサインの設置場所につきましての調整協議等に、当初の予定を上回る時間を要しましたことから繰り越したものでございます。事業費の金額は250万円、翌年度繰越額も250万円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で69万9,000円、一般財源で180万1,000円となっております。繰越額の予算内訳は、すべて工事請負費であります。

次に、第6款商工費、第1項商工費の事業名、観光自動車駐車場施設充実事業につきましては、2カ年で取り組むこととしておまして繰り越したものでございます。事業費の金額は1,445万円、翌年度繰越額も1,445万円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で403万8,000円、一般財源で1,041万2,000円となっております。繰越額の予算内訳は、工事請負費及び委託料等となっております。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の事業名、道路新設改良事業につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、事業予算を前倒しで実施することとしたことから繰り越したものでございます。事業費の金額は6,118万円、翌年度繰越額も6,118万円あります。財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で5,537万5,000円、一般財源で580万5,000円となっております。繰越額の予算内訳は、工事請負費及び公有財産購入費等でございます。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費の事業名、法隆寺線整備事業につきましては、未買収となっております国道25号沿いの用地の地権者との交渉を継続するため繰り越したものでございます。事業費の金額は121万6,000円、このうち翌年度繰越額は121万2,000円でございます。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。

ます。繰越額の内訳といたしましては、旅費及び事業費等でございます。

次に、同じく第7款土木費、第4項都市計画費の事業名、都市計画マスタープラン策定事業につきましては、平成21年度に実施を予定しておりました事業業務の一部が執行出来なかったことから繰り越したものでございます。事業費の金額は171万8,000円、このうち翌年度繰越額は166万8,000円であります。財源内訳は、すべて一般財源となっておりまして、繰越額の予算内訳はすべて委託料であります。

次に、第9款教育費、第2項小学校費の事業名、小学校校舎耐震補強事業につきましては、斑鳩小学校本館東棟及び西小学校本館東棟の耐震工事と斑鳩東小学校の耐震診断業務につきまして、夏期休業日を利用した工事等となりますことから繰り越したものでございます。事業費の金額は1億80万円、翌年度繰越額も1億80万円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で5,341万2,000円、地方債で4,170万円、一般財源で568万8,000円となっております。繰越額の予算内訳は、工事請負費及び委託料等となっております。

最後に、第9款教育費、第3項中学校費の事業名、中学校校舎耐震補強事業につきましては、斑鳩中学校北館西棟及び体育館の耐震工事につきまして、小学校と同様夏期休業日を利用した工事となりますことから繰り越したものであります。事業費の金額は8,100万円、翌年度繰越額も8,100万円であります。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で4,563万1,000円、地方債で3,520万円、一般財源で16万9,000円となっております。繰越額の予算内訳は、工事請負費等となっております。

以上をもちまして、報告第8号 平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）の報告とさせていただきます。よろしくご理解を賜りましてご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 平成21年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程21、報告第9号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第9号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。清水総務部長。

○総務部長(清水建也君) それでは、報告第9号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業報告について報告をさせていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

報告第9号

平成21年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成22年6月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、添付をいたしております平成21年度の事業報告書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(3)の財団の事業から説明をさせていただきます。この事業実施の状況につきましては、後になりますが、15ページから17ページにございます平成21年度事業実施報告に事業内容等を記載しておりますので、あわせてご覧いただければなと考えております。

1ページでございます。1ページの(3)の(1)の芸術・歴史文化事業の企画及び運営のうち、①の住民参加型事業では7事業を実施し、事業収益は314万1,000円で、これに係る事業費は317万817円となっております。次に、②の芸術文化鑑賞型事業では8事業を実施し、事業収益は926万881円で、これに係ります事業費は1,074万6,925円となっております。次に、③の育成型事業では3事業を実施し、事業収益は260万8,600円で、これに係る事業費は195万356円となっております。

以上、財団の自主事業総数は18事業となっておりまして、その事業収益合計が1,

501万481円で、これに係ります事業費は1,586万8,098円となりまして、収支差引がマイナスの85万7,617円、収支比率で申しますと94.6%の赤字となったところでございます。

この収支比率につきましては、平成18年度については91.7%、平成19年度は98.5%と年々上昇いたしまして、平成20年度には109.6%と黒字となったところでありますが、先ほど申しましたように、平成21年度につきましては赤字となっております。

この理由といたしましては、平成21年度におきましても、①の住民参加型事業の収支比率は、これは99.1%になるわけですが、前年度の収支比率と比較いたしましても1.1%アップしてございます。③の育成型事業につきましては、収支比率が133.8%になってございまして、これにつきましても前年度の収支比率と比較いたしますと0.4%アップしてございます。こうしていずれも上昇しておるわけですが、この②の芸術文化鑑賞型事業におきましては、一部事業の収益が振るわなかったことが大きく影響いたしまして赤字となったところでございます。

文化振興財団におきますこうした事業につきましては、収益を上げていくことが第一の目的ではございませんが、このことにつきましては、今後の反省材料とし、事業選定に当たりまして慎重に検討していくこととされております。

次に、(2)の芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業のうち、①の受託事業につきましては2事業を実施し、事業収益は48万7,220円、事業費は48万7,220円であり、収支同額となっております。②の友の会事業につきましては、友の会会員453人からの入会金及び年会費として78万5,500円を受け入れ、その運営事業費は78万4,914円となっております。友の会の会員数でございますが、前年度の530人から大幅に減少しておりますが、これにつきましては、昨今の厳しい経済状況によりまして、友の会の会費につきましても、会員の方々の経費削減の対象となったことが原因と考えられますが、今後はより魅力ある会員の特典、そして催しにつきまして検討を行う中で、新たな会員確保を積極的に行っていくこととされているところでございます。

次に、(3)の芸術・歴史文化情報の収集及び提供といたしましては、ホール機関誌を年1回発行してございまして、その事業費は14万4,900円となっております。

次に、(4)の斑鳩町文化振興センターの管理運営に関する事業といたしまして、①

のホール管理運営事業では、事業収益で1億893万2,657円を受け入れております。その内訳といたしましては、斑鳩町から指定管理者の指定を受け、ホールの管理運営に係る指定管理料としての8,507万3,013円の受け入れと、施設使用料収益の2,385万9,644円となっております。これに係る施設管理運営事業費は9,991万8,381円となっております。次に、②の図書館管理事業につきましては、図書館の管理等に係る事業収益として1,195万3,158円を受け入れておりまして、これに係る事業費は1,195万3,158円の収支同額となっております。

これらの各事業の収入及び事業費内訳につきましては、4ページから5ページにかけましての正味財産増減計算書に前年度との比較も入れ整理しておりますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、4ページの上の方でございますが、(1)の経常収益の項目中・の事業収益につきましては、前年度より4万9,626円の増加で1,501万481円となっております。②の受託事業収益では、図書館管理受託事業収益につきまして、平成21年度から総合管理委託業務の入札を実施したことによりまして、前年度より600万円余りの減額となったことから、このうち図書館の管理業務に係る委託料につきましても減額となったこと、また指定管理料収益につきましては、年度末精算することになっております光熱水費及び修繕料のうち電気料金につきまして、想定より大きく精算返金されたことによりまして減少等によりまして、前年度より232万207円減額の1億2,137万3,035円となっております。

以上のことから、経常収益合計では、前年度より511万349円減額の1億3,950万7,441円となっております。

次に、(2)の経常費用の項目中に、5ページの中段よりも下の方でございますが、経常費用計では、4ページ下段でございますホール管理運営費におきまして、先ほどもふれましたが、平成21年度から総合管理委託業務につきまして入札を実施いたしましたことによりまして、前年度と比較して600万円余りの減額となったことなどによりまして503万2,077円の減額などにより、前年度より476万7,026円減額の1億4,039万1,925円となっております。

以上のことから、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、前年度と比較いたしまして34万3,323円減額のマイナス88万4,484円となっております。

これに、その下段に記載しております経常外費用の一般正味財産期末残高266万2,395円及び指定正味財産期末残高の1億円を加えた一番下段にございます正味財産期末残高は1億266万2,395円となっております。

なお、資料の最後から5枚目に平成21年度正味財産増減計算書説明書を添付しておりますが、その中の2ページでは、自主事業収益での各事業の券売数と入場料の収入、3ページには使用料収益の内訳、会費の内訳等を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。また、この7ページには、自主事業一覧といたしまして各事業の事業費内訳を記載しておりますので、これにつきましても後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、事業報告書の3ページに戻っていただきたいと思います。この3ページにございます貸借対照表でございます。新公益法人会計基準に基づきまして、前年度と比較した財産の増減を記載しております。流動資産、流動負債につきましては、共に前年度と比較いたしまして340万4,497円減額の942万1,714円となっております。

2の固定資産では、(1)の基本財産は、前年度と同額の1億円でありまして、その他固定資産合計が266万2,395円であることから、固定資産合計で1億266万2,395円となりまして、資産合計では1億1,208万4,109円となり、一番下段の負債及び正味財産合計と同額となっております。

次に、恐れ入ります6ページでございます。この6ページには、財務諸表に対する注記におきまして、新公益法人会計基準に基づきまして、財団の会計方針といたしまして、固定資産の減価償却の方法、リース取引の処理方法、消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減及び財源の内訳等を記載してございます。

7ページでございますが、7ページの6の固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高では、車両運搬具等その状況を記載してございます。

次に、9ページの財産目録におきましては、平成22年3月31日現在の財産の保有状況を示しております。一番下段に記載しております正味財産は1億266万2,395円でございます。先ほどの3ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致しておるところでございます。

次に、10ページの収支計算書総括表では、予算額と決算額の比較を行いまして、11ページから12ページにかけましての収支計算書はその詳細となっております。

また、先ほども申しましたが、最後から5枚目に綴じております平成21年度正味財産計算書説明書の1ページにおきまして、前年度決算額と今年度決算額を比較し、その増減を記載しております。

一番最後のページの裏面には、去る5月10日に実施されました監査結果報告書を添付しておりますので、ご参照をいただきますようお願いいたします。

また、本報告議案につきましては、去る5月20日に開催をされました斑鳩町文化振興財団理事会におきまして承認されたことをあわせて報告をいたします。

以上をもちまして、報告第9号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業報告についての報告とさせていただきます。よろしくご理解を賜りまして、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） まず、この自主事業ですね、収支比率が非常にばらつきがありまして、この中でばらつきのある収支比率を見る中で、この自主事業を決定するときになんかふうで決定されているのかということ、21年度についてどうされたのかということ、まず1点お聞きしたいのと、自主事業の中で色々見えますと、同じように、委託料というのかな、舞台関係費とかいう金額が示されてる。一定もうその金額で委託してしまったらほかのお金で余りかかれへんのかなと思うんですけどもね、それと報償費の関係が私見ててちょっとわからない。報償費なんて、何で委託料とか舞台関係費で出しているのにさらに報償費がかかってくるのかというのがちょっと理解が出来ないので、そここのところのちょっと理解出来ないところと、自主事業の計画を立てるときの決定の仕方ですね、どんなふうで決めていっているのかというのをちょっと教えてほしいなと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） この自主事業、今、報告させていただきましたものでは18事業でございますが、財団の方で、ご存じのように、評議員会、理事会がございます。まず、評議員会等で、予算と共にそうした事業について事務局の方から提案ある中で、その中で色々論議を重ねていただいて決定をしていただいているといったところでございます。

自主事業の中で、委託料で、また報償費が入っているということでございますが、舞

台準備色々ございますけども、委託料の中身でございますけども、例えば講師さんの謝礼等につきましては別途報償費で支払っているという状況でございますので、その点ご理解賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 1点目なんですけどね、やっぱり友の会の皆さんのアンケートなんかを中心に、色んな方の意見を聞いた上で、それをもとに計画を立てて、評議員さん、もう評議員さんだけの意見で決めるというような問題ではないと私は思っておりますので、広く色んなやっぱりアンケート調査なんか、友の会の方なんかはもちろんのこと、傾向とか分野にもっと色々ばらつきも持たして、映画なんかも、1回だけですけどね、映画なんかもすごく収支比率もいいですし、名作について、だんだん高齢になってきたら遠いところまで映画を見に出かけるとか交通の便の悪いとこまでいくというのが大変なこともございますし、それが意外と高齢者の方、高齢者というほどでもないんですが、そこそこのご年配の方が結構映画が好きという方もたくさんいらっしゃると思います。そういう傾向とか、また友の会の方の意見など十分聞いていただきたいなというふうに思います。

それと、自主事業の中で、私アバウトな言い方をしてしまったんですが、例えばここで具体的に申し上げますと、OSKの日本歌劇団さんをお願いすると。そしたら、委託料とか舞台関係費でぼんと金額が出てます。報償費については、ですからゼロですね。でも、田川寿美さんのコンサートをやったときに、委託料、舞台関係費むちゃくちゃ高額なんですけれども、こういう高額な委託料を払いながらも報償費がさらに12万円もかかると。この辺の関係が私よくわからないんです。OSKさんみたいに委託してしまったら報償費なんてかかれへんのが普通なんかかなと思っていたところが、こういうふうに報償費がかかってくるということについて、ちょっと私意味がわからないので、それについては、金額もまあまあ結構な金額ですので、きちっと聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） こういう関係というのは、歌手とかああいう楽団を連れてくるところは、やっぱり800万円、700万円という費用形態になります、2回公演ですけども。やっぱり、舞台の関係の照明というのは、非常に高価なものになってまいります。そういう点について、やはり色々こういう催しについては、各ホールでやっておられ

ますけども、非常に自主事業としてはなかなか難しい。そうかてやめるということも、これなかなか各層、ファンの中には、友の会の中にも、出来るだけ演歌を入れてほしいという方もございますから、そこらは出来るだけ安く出来る努力をしていく。

ただ、やっぱり問題は、斑鳩町の場合は、729のキャパですから、指定席を設ける中でも、結局前の方はいいですけども、S席、A席とかそういうものをつくりゃいいですけども、なかなか729のキャパでは出来にくい。統一価格として5,000円ということになりますから、もう後ろの方になったら、そんな遠いとこ要らんということになりますから、非常に難しい問題が多々あると思います。

こういう点については、色々と催しというのは、そういうプロダクション等にお願いをするわけですけども、そういう点で安くしてくれということはなかなか難しい。統一価格というのが大体はじかれてますから。先だって、明日香村に堂本剛が来ても、やっぱりマネージャーと相談をする中で、7,000人来ましても、結局は音響、あるいはそういう楽団等すべてのものを入れますと、ほとんど結局持ち出しということになってしまうという現状で、そういう一つのイベントは、平城遷都1300年、あるいは明日香村のそういうものにかんがみてやっていますから、ある程度そういうことは出来ますけど、我々のこういうホールでそういう形をとろうとすれば、なかなか難しい。

評議員会でも理事会でもそういうご意見もございます。出来るだけ安くいけるようなものをもっと活用したらええやないかというご意見もございます。ただやっぱりそういうつながり、連携というのか、そういうものをうまく維持していかなかったら、自主事業はなかなか成り立たない。アンケート等十分調査をしながら、出来るだけ皆さん方に喜んでいただけるものをしていきたい。

ただ、ありがたいことには、斑鳩町でやったサロンコンサートは、今まさに平均120人、それ以上にチケットは売れる。やっぱりそれだけの魅力を感じているんですから、やっぱりああいう場所でそういうものを定期的にやられることについては非常に評価をされてますし、映画の関係についても、去年は「おくりびと」、あるいは今年は「おとうと」と、そういうものがうまく入れた場合は非常にいいんですけども、やっぱりこれも、「おとうと」でも、香芝でも6月にやりますから、うちは6月27日ですから、20日ほどおくらせてますから、封切りを見ますと、そういう点についても、これからやっぱりそういうものをうまく察知をしながら努力をしていくということになってこようと思います。

報償の関係等については、その方の金額等をはじき出してされていると思いますので、いずれにしましても舞台装置が高いんです。結局、皆さん方一般の方でも借りられたら、大ホール借りるのは3万円ぐらいで借りるけども、結局講演のマイクとかあるいは舞台を借りただけでも、あと付属品として3万円を払うて6万円ぐらい大ホールの場合はかかるんです。実際の費用は3万何ぼですけどね、使用料は。恐らく里川さんも、共産党の大会でもされるけども、やっぱり6万円ぐらい払うてはると思います、最低はね。

そういうふうに舞台をすると、ああいう由紀さおりさんでも20年ぐらいやってますけども、やっぱりあの舞台の照明が高いんです。それを負けてくれという、20年ぐらいしとったら、チャリティーですから、出来るだけ多額の金額が欲しいわけですから、そういうこともこれからやっぱり勉強をしながら、出来るだけ舞台装置、舞台の関係等については極力安くせよという話をして入札かけるんですけど、入札は落ちないという状況もあるんです。これは統一に、西脇舞台、そういうところでもやっぱり話をされてるのかなというような感じもしますけども、非常に舞台の関係というのは、照明等が非常に高いということで、今、ご指摘のような点については、今後、やっぱり勉強をしながら努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 町長の思いは聞かせていただきましたし、今後も色んなご努力はしていただくということなんですが、ただ1点、会計上の問題の中では、報償費として扱われる部分についての違いが、同じように委託してんのに、片一方報償費ゼロやけど片一方では報償費が高く組まれて事業費として上げられているということについて、その報償費というのをどういうふうに考えたらええのかがちょっと私理解しにくかったんで、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今、里川議員、ご指摘のものについては、一番最後の7ページをご覧いただきながらおっしゃっていただいていると思うんですけども、その前の方を見ていただきますと、4ページに自主事業費の内訳等記載をさせていただいているわけでございます。これを見ていただくと、どういった区分で報償費があるのか、委託料等があるのか、ある程度わかっただけだと思うんですけども、一方で、例えば7ページのOSKでありますと、報償費がゼロ、出演をされているのに報償費がゼロということでございますけども、例えばOSKさんでありますとか色んな歌手の方々、契約の

形態が色々出てまいります。その契約の中で、一括して舞台設営も含めて、出演料を含めて契約される場合、また出演料と舞台設営については別の形になるという形も、催しの内容によって変わってきてございますので、その点では一概に、ここにあるから幾らなんだということにはちょっとなりにくいということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長言うてくれはって、4ページ見ても私よくわからないんで、今、最後に言わはった、そのご本人さんとかプロダクションとかの契約形態によって違いが出てくるということだけは、それは違いもあんねやろということだけはわかりましたけどね、自主事業をやるときに、事業費の中に報償費としてわざわざ立てんならんということが、契約するとき全部そなん込みなん違うんというのが、その報償費分も含めて出演料とか委託料とかになるんかなというふうに私は思ったので、改めてこういうふうに、委託するとき報償費というのが事業費の中に出てくるという意味はいまだにわからないんですが、またそれについては、わからないけれども、またわかるがホールの方へも出向きまして、財団の職員にもきちっと詳細尋ねたいなというふうに思いますので、今はそれで結構です。

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第9号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業報告について終わります。

続いて、日程22、報告第10号 平成21年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第10号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

○企画財政課長（西川 肇君） それでは、報告第10号 平成21年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきまして報告させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第10号

平成21年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成22年6月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成21年度斑鳩町土地開発公社の業務内容につきまして説明させていただきます。

業務報告書の8ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度斑鳩町土地開発公社事業実績報告書であります。

平成21年度は、新たな公有地の取得はなく、処分の1件となっております。9ページには、その位置等をお示ししております。

処分・ですが、都市計画道路代替用地の処分としまして、阿波2丁目地内に位置する公社保有地391.96平方メートルを9,628万3,883円で斑鳩町土地開発基金を活用しまして町に処分したものです。

次に、14ページから15ページをお開きください。平成21年度における公社保有地の状況についてであります。

まず、14ページでは、平成21年度の公社保有地のうち事業用地の明細をお示ししています。平成21年度末の公有用地の状況は、このページの右端にあります期末残高の合計欄にありますように、面積で506.44平方メートル、金額で1億1,402万7,252円となりまして、左端の前年度末と比較しまして、面積の増減はなく、金額では174万8,931円の増加となっております。

次に、次のページの15ページでございます。平成21年度の公社保有地のうち代替地の明細をお示ししています。先ほどご説明しました処分の結果によりまして、平成21年度末の代替地の状況は、右端の欄にあります期末残高の合計欄にありますように、面積で490.18平方メートル、金額で9,145万7,066円となりまして、左端の前年度末と比較しまして、面積では391.96平方メートル、金額では9,472万3,408円の減少となっております。

事業用地と代替地を合わせまして平成21年度末の公社保有地の状況につきましては、恐れ入りますが21ページの参考資料をご覧くださいと思います。この土地開発公社保有地明細（5年未満保有、5年以上保有別）の中ほどの列の一番下の段にありますように、平成21年度末の保有地面積の合計では996.62平方メートル、簿価の合

計では2億548万4,318円となりまして、前年度末と比較しまして、面積で391.96平方メートル、簿価では9,297万4,477円の減少となっております。

なお、20ページには、それぞれの保有地の位置を記載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、3ページにお戻りいただきまして、損益計算書の説明でございます。1の事業収益、公有地取得事業収益は9,628万3,883円であり、2の事業原価、公有地取得事業原価も同額となっております。

次に、3の販売費及び一般管理費につきましては、一般管理費として監事報酬4万円を計上しています。

以上から、事業損失は4万円となっております。

次に、4の事業外収益であります。受取利息で6,016円、雑収入はありませんので0円、合わせまして6,016円となっております。

以上から、当期損失は3万3,984円となっております。

続きまして、次のページの4ページからの貸借対照表でございます。

初めに、資産の部の流動資産では、現金及び預金で、基本財産500万円を含めまして608万8,724円となっております。この現金及び預金の内容につきましては、13ページにその明細をお示ししておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。次に、未収収益としまして、基本財産500万円の定期預金の予定受取利息で、254円となっております。先ほど平成21年度における公社保有地の状況のところの説明いたしましたとおり、公有用地は1億1,402万7,252円となっております。また、代替用地では、9,145万7,066円となっております。この結果、資産合計は2億1,157万3,296円となっております。

続きまして、5ページでございますが、負債及び資本の部であります。

まず、負債につきましては、流動負債の短期借入金のみで、負債合計額は1億8,914万3,279円となっております。この短期借入金の内容については、16ページにその明細をお示ししておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

次に、資本につきましては、資本金で、基本財産として町から出資金500万円、準備金では、前期繰越準備金1,746万4,001円、先ほど損益計算書のところで申しました当期損失3万3,984円を差し引きまして準備金合計では1,743万17円となりまして、資本合計では2,243万17円となっております。なお、この準備金

合計額は、次の6ページにありますように、翌年度に繰り越しを行っております。

5ページに戻っていただきまして、この結果、負債及び資本合計は、一番下の行のところですが、2億1,157万3,296円となっております。

続きまして、12ページは審査意見書となっております。この業務報告につきましては、去る4月27日に、岡田監事、中川監事に審査をお願いし、その結果について審査意見をいただいたものです。

また、この平成21年度業務報告につきましては、5月13日の土地開発公社理事会において承認をいただいておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上、報告第10号 平成21年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましての報告といたします。よろしくご理解を賜りまして、ご承認、ご了承をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第10号 平成21年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを終わります。

続いて、日程23、陳情第2号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明2日から6日までは休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午後0時3分 散会）

